

## 「Okinawa Wood」ロゴマーク取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、沖縄県が作成した「Okinawa Wood」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」とする）が一般消費者へのPR、及び、県産木材及び森林業の普及啓発に繋がることを目的に、企業・団体が県産木材や沖縄の森林業の普及啓発につながる活動等を行う際の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークのデザイン)

第2条 ロゴマークは以下のとおりとする。



「Okinawa Wood」ロゴマーク

2 表示するものに応じてモノトーンでも対応できるものとするが、デザインを変更することはできない。

### (ロゴマークの権利等)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は沖縄県が所有する。

### (使用の承認)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ森林管理課の承認を受けなければならない。ただし、森林管理課が県産木材及び沖縄の森林業の普及のために使用する場合はこの限りでない。

2 前項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という）は、様式第1号により森林管理課に申請を行うものとする。

※もしも使用目的、又は、使用方法（用途）が分かるような資料があれば参考資料としてご提出ください。

3 森林管理課は、審査のうえ適正と認められる場合は、様式第2号により申請者にこれを承認するものとする。また、使用を承認しない場合は様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 森林管理課は、ロゴマークの使用にあたって条件を付することができる。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更がある場合は、様式第4号により申請するものとする。

※変更後の使用目的、又は、使用方法（用途）が分かるような資料があれば参考資料としてご提出ください。

2 前項の申請があった場合の承認の手続きは、前条第3項から第5項の規定によるものとする。

(承認の取り消し)

第6条 森林管理課は、使用者の虚偽の申請が判明した場合、様式第5号により承認を取り消すことができる。

2 ロゴマーク使用の承認を取り消された使用者は、取消の日からロゴマークを使用することはできないものとする。

3 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、森林管理課はその責めを負わない。

(使用の期間)

第7条 ロゴマークを使用できる期間は、承認された日の属する年度の3月31日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第9条 ロゴマークの使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用方法（用途）のみに使用すること。
- (2) 自らの使用承認を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用しないこと。
- (4) ロゴマークの使用により利益を受けないこと。

(無断使用への対応)

第10条 第5条第1項に定める承認を受けないでロゴマークが使用された場合は森林管理課はその者に対して使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 森林管理課は、ロゴマークの使用を許可したことに起因する損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関し事故又は苦情等が発生した場合若しくは第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任でこれを処理する。

附則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。